

令和2年度地方独立行政法人岡山市立総合医療センターにおける
障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年6月1日策定

1. 趣旨

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター(以下「当センター」という。)では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、方針を定めるものである。

2. 適用範囲

この方針は、当センターの全組織を対象とする。

3. 調達の対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等(以下「障害者就労施設等」という。)とする。

4. 調達の対象品目等

当センターが障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

除草業務、清掃業務、封入・発送業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5. 調達方針の推進

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等を当センター内で検討する。
- (2) 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの随意契約による調達を積極的に活用する。
- (3) 障害者就労施設等から調達可能な物品等についての情報を組織全体で共有し障害者就労施設等への発注に努める。

6. 調達目標

令和2年度の調達目標を300,000円以上とする。

7. 調達実績の公表

障害者就労施設等からの調達実績は、年度終了後に当センター内の概要をとりまとめホームページ等により公表する。

8. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、市民病院事務部施設・用度課とする。